金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助金交付要綱

（平成 26 年４月１日決裁）

改正　平成 28 年３月 31 日決裁

令和２年 12 月 24 日決裁

令和３年３月 19 日決裁

（趣旨）

第１条　この要綱は、地球温暖化の防止策としてデマンドコントロールシステムの普及により事業所等の省エネルギー化を促進するため、その設置に要する費用に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第２条　この要綱において「デマンドコントロールシステム」とは、事業所等の使用電力量を常時計測及び監視をし、あらかじめ設定した最大需要電力量の目標値を超える予測をした場合に警報等で知らせる機能を有する装置（電気機器を制御し、ピーク抑制を図る機能を併せ持つものを含む。）をいう。

（補助金の交付）

第３条　補助金は、自己の事業の用に供する市内の建築物で、電力会社との契約電力が50kW以上500kW未満のものにデマンドコントロールシステムを設置した者（国及び地方公共団体を除く。以下「補助対象事業者」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で交付する。

２　前項の規定にかかわらず、市税を滞納している者には、補助金は交付しないものとする。

（補助対象システム）

第４条　補助金の交付の対象となるデマンドコントロールシステム（以下「補助対象システム」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 計測した電力使用量等のデータを記録し、パソコン等に出力する機能を有すること。

(2) 未使用のシステムであること。

(3) 既存の設備の更新ではないこと。

(4) 補助対象システムの設置に関し、本市の他の補助制度による補助金その他これに準ずるものの交付を受けていないこと。

（補助金の額等）

第５条　補助金の額は、補助対象システムの設置に要する経費のうち別表に掲げるものの合計額（国の補助金その他収入がある場合は、その額を控除した額とする。）に４分の１を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、その額は、200,000円を超えないものとする。

２　補助金の交付は、１の受電契約につき１回を限度とする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、補助対象システムを設置する前に、金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助金交付申請書（様式第１号）に、市長が別に定める関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（交付決定の取消し）

第７条　市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により当該交付決定を受けたとき。

(2) 補助事業の中止の申請があったとき。

(3) その他この要綱の規定に違反したとき。

（実績報告）

第８条　補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、完了した日から起算して30日を経過する日（その日が当該設置の日の属する年度の翌年度の日となる場合にあっては、当該設置の日の属する年度の３月31日）までに、金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助事業実績報告書（様式第２号）に、市長が別に定める関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（協力等）

第９条　市長は、補助対象事業者に対し、本市の温暖化対策事業への協力を求めることができる。

（雑則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（平成28年３月31日決裁）

１　この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

２　改正後の金沢市事業者用デマンドコントロールシステム設置費補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金の交付の申請を行う者について適用する。

附　則（令和２年12月24日決裁）

１　この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附　則（令和３年３月19日決裁）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際現に存するこの要綱による改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

別表（第５条関係）

区　　分	内　　容
設備費	監視装置、計測装置、警報装置、制御装置及び表示装置を構成する機器並びにこれに附属する機器のうち補助対象システム専用のもの（パソコン及びプリンターを除く。）の取得に要する経費
設置工事費	上記設備の設置に要する経費